

## 恵那市こども発達センター・おひさま

### 指定児童発達支援 重要事項説明書

本重要事項説明書は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

#### 1. 事業者の概要

名称	社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会
所在地	岐阜県恵那市大井町 727 番地 11
電話番号	0573-26-5221
代表者氏名	会長 西部 良治
設立年月日	平成 16 年 10 月 25 日

#### 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定児童発達支援 指定岐阜県第 2151700024 号
事業者名称	恵那市こども発達センター・おひさま
事業所の所在地	恵那市山岡町上手向 584-1
電話番号	0573-56-3620 26-2441
管理者氏名	水野 由貴
児童発達支援管理責任者	水野 由貴
定員	10 名 第 1 単位 3 名 第 2 単位 7 名
指定年月日	平成 31 年 4 月 1 日
サービス利用可能地域	恵那市全域
第三者評価の実施状況	未実施

#### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	早期療育指導を必要とする児童に対し、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるよう適切な支援を行う。
運営の方針	(1) 児童の心身の特性を踏まえて、日常生活における基本的動作と集団生活への適応支援、児童の発達に応じた療育支援を行う。 (2) 指定児童発達支援の提供にあたっては、地域及び家庭との結びつきを重視し、必要な関係機関とも綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### 4. 営業日とサービス提供時間

営業日	毎週 月～金曜日 ※ ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
サービス提供時間	(月～金曜日) ① 9 時 00 分～12 時 00 分 ②13 時 30 分～16 時 30 分

## 5. 事業所の職員体制

職 種	従事する業務内容	職 員 数
管 理 者	管理業務 管理者は、職員の管理、児童発達支援の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。	常勤(兼務) 1名
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成し、少なくとも6カ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する児童に対する継続的なサービス管理や評価を行なうとともに、その内容について説明を行います。	常勤(兼務) 1名
保 育 士	児童発達支援計画に基づき児童及び児童の保護者に対し指導等を行います。	常勤 4名 非常勤 1名
児 童 指 導 員	児童発達支援計画に基づき児童及び児童の保護者に対し指導等を行います。	非常勤 1名
機能訓練担当職員	児童発達支援計画に基づき児童及び児童の保護者に対し指導等を行います。	作業療法士 1名 言語聴覚士 1名 (外部講師)
そ の 他	①児童発達支援計画に基づき調理実習の際保護者に対し、栄養面、食形態、味付けなどの指導を行います。 ②音楽を通して自主性を引き出すような指導を行います。	① 調理士 1名 (外部講師) ② 音楽療法士 1名 (外部講師)

## 6. 支援を提供する主たる対象者

恵那市が支援を必要と認めた児童（未就学の児童）

## 7. 事業所が提供するサービスと利用料

### (1) 「児童発達支援計画」とサービス内容

当事業所では、児童発達管理責任者が相談支援による利用計画と5つの領域を踏まえたアセスメントを基に「児童発達支援計画」を作成します。利用者の意向、総合的な支援方針、具体的な達成目標と支援内容、標準的な提供時間等を記載しています。「児童発達支援計画」は、利用者に事前にその内容を説明し同意を頂くとともに、利用者の申し出によりいつでも見直すことができます。

### 【児童に対するサービスの内容】

(ア) 健康・生活 健康状態の維持と改善、基本的な生活スキルの獲得、生活リズムや生活習慣の形成
(イ) 運動・感覚 姿勢と運動・動作の向上や補助的な手段の活用、保有する感覚の統合的な活用
(ウ) 認知・行動 認知の発達と行動の習得、空間・時間・数など概念形成の習得、対象や外部環境の適切な認知
(エ) 言語・コミュニケーション

<p>言語の形成と活用、コミュニケーションの基礎的能力の向上、言語の受容及び表出、コミュニケーション手段の選択と活用</p> <p>(オ) 人間関係・社会性 他者との関わりの形成、自己の理解と行動の調整、仲間づくりと集団への参加</p> <p>○その他の事業</p> <p>(ア) 機能訓練 作業療法、言語療法等</p> <p>(イ) 相談支援 子育て健康相談 口腔摂食指導及び相談</p>
---

## (2) 利用料

児童発達支援事業を利用した児童の保護者は、児童福祉法施行令第24条に定める利用者負担基準に基づく扶養義務者が負担すべき額を負担することとなります。

ただし、恵那市障がい福祉サービス利用促進事業助成金の申請手続きを行うことにより、利用者負担額分の助成を受けることができます。

基本報酬単位	<p>支援時間による区分</p> <p>区分1 (30分以上1時間30分以下) 901 単位/日</p> <p>区分2 (1時間30分超3時間以下) 928 単位/日</p> <p>利用定員が10人以下の場合</p>
児童指導員等加配加算	<p>常勤専従・経験5年以上 187 単位/日</p> <p>常勤専従・経験5年未満 152 単位/日</p> <p>常勤換算・経験5年以上 123 単位/日</p> <p>常勤換算・経験5年未満 107 単位/日</p> <p>その他の従業員を配置 90 単位/日</p>
専門的支援体制加算	<p>123 単位/日</p> <p>理学療法士等を基準に加えて1名配置</p>
専門的支援実施加算	<p>150 単位/日</p> <p>専門的人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施</p>
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	<p>6 単位/回</p> <p>児童指導員、保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上配置</p>
関係機関連携加算	<p>(Ⅰ) 250 単位/回 保育所等と連携し個別支援計画を作成等</p> <p>(Ⅱ) 200 単位/回 保育所等と(Ⅰ)以外で情報連携</p> <p>(Ⅲ) 150 単位/回 児童相談所、医療機関と情報連携</p> <p>(Ⅳ) 200 単位/回 就学先と連絡調整</p> <p>(Ⅰ)～(Ⅲ): 月1回まで (Ⅳ) 1回まで</p>
送迎加算	<p>54 単位</p> <p>障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎</p>
強度行動障害児支援加算	<p>(Ⅰ) (児基準20点以上) 200 単位/日</p> <p>加算開始から90日間は+500 単位/日</p> <p>※実践研修終了者を配置し、支援計画を作成し支援</p>
個別サポート加算	<p>(Ⅰ) 120 単位/日</p>

	※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援 (Ⅱ) 150 単位/日 ※要保護・要支援児童に対し、児相などと連携して支援
欠席時対応加算	94 単位 予定していた日に、急病等によりその利用を中止した際、家族等へ連絡調整、今後の対応等記録
家族支援加算	(Ⅰ) 100 単位/回 個別の相談援助等を施設等で行う (Ⅱ) 80 単位/回 グループでの相談援助等を施設等で行う ※オンラインの場合はそれぞれ、80 単位/回、60 単位/回
子育てサポート加算	80 単位/回 保護者に支援場面の観察や参加等の位階を提供した上で、こどもの関わり方に関して相談援助を行う
利用者負担上限額管理加算	150 単位/月 事業所が利用者負担額合計額の管理を行う
福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅱ	単位数：障害福祉サービス等報酬総単位数×福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱの加算率 12.8%

#### <保護者から徴収するもの>

㊦創作活動に係る材料費 50～200 円程度

㊧調理実習材料費 50～300 円程度

㊨その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者が負担することが適当と見られるものの実費

#### (3) 利用の中止、変更、追加

保護者は、利用予定日の前日までに、サービスの利用を中止又は変更することができます。

恵那市が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては「支給量」の変更することもできます。

### 8. サービスの利用に関する留意事項

#### (1) 児童通所受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など児童通所受給者証の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。また、当事業所より児童通所受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示ください。

#### (2) 通所の原則

当事業所への通所は保護者の責任において行うものとします。

保護者の方についても、具体的な療育方法を理解していただく為、活動の場に参加していただく場合があります。

### 9. 児童発達支援実施の記録

#### (1) 児童発達支援実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施した支援内容などを記録し、保護者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申出ください。

なお、支援計画及びサービス提供ごとの記録は、5年間保存します。

(2) 記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令及び社会福祉法人恵那市社会福祉協議会が定める諸規程に基づいて、児童の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

10. 緊急時及び事故発生時の対応

サービスの提供中に児童の病状急変及び事故が生じた場合や緊急時には、必要な措置を講じるとともに以下の対応を行います。

- (1) 速やかに児童の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い医師の指示に従います。
- (2) 保護者の緊急連絡先に連絡いたします。
- (3) 事故が発生した時には、直ちに利用に係る各種関係機関等に連絡をいたします。

11. 協力医療機関等

当事業所は、協力医療機関として 「恵那市大井町 174 番地 蜂谷医院」をお願いしております。

12. 損害賠償責任

事業者の責任により児童に生じた損害については、事業者が速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、児童に故意または過失が認められる場合には、児童のおかれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることがあります。

13. 警報時の利用制限

当事業所では、警報発令中でも基本的には受入れ態勢を取ります。但し、やむを得ない事由により開所できない時は、当事業所よりご連絡致します。利用するかどうかは、保護者の方のご判断と致します。欠席の場合、必ず連絡を入れて下さい。

14. 非常災害時の対策

非常時の対応：別途定める安全計画により対応します。

平時の訓練：消防計画書に従い年2回以上、避難訓練、防火訓練を行います。

防火管理者：管理者

15. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

恵那市こども発達センター・おひさま	受付時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (休み：祝祭日、12月29日から1月3日)
	受付方法	電話 0573-56-3620 面接 恵那市こども発達センター・おひさま
	苦情受付担当者	管理者 水野 由貴
恵那市社会福祉協議会	受付時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (休み：祝祭日、12月29日から1月3日)

	受付方法	電話 0573-26-5221 面接 恵那市社会福祉協議会
	苦情解決責任者	小林 規男

## (2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。保護者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

< 第三者委員 >

吉田 健市      電話番号      0573-27-3507  
柴田 正樹      電話番号      0573-43-2738

## (3) 行政機関その他苦情受付

恵那市役所 社会福祉課 障がい係	所在地      恵那市長島町 1 - 1 - 1 電話番号      0573-26-2111(内線 181) F A X      0573-25-7294 受付時間      午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係	所在地      岐阜市下奈良 2 - 2 - 1    県福祉農業会館内 電話番号      058-273-1111 F A X      058-275-7635 受付時間      午前 8 時 30 分～午後 5 時
岐阜県運営適正化委員会 岐阜県社会福祉協議会内	所在地      岐阜市下奈良 2 - 2 - 1    県福祉農業会館内 電話番号      058-278-5136 F A X      058-278-5137 受付時間      午前 9 時～午後 5 時

## 16. 守秘義務

当事業所は正当な理由がない限り、その業務上知り得た児童又はその家族に関する個人情報を保持する業務を負います。

当事業所は、従業員が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た児童又はその家族に関する個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

## 17. 虐待の防止について

当事業所は、児童等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者（管理者：水野 由貴）

サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 18. 身体拘束の禁止について

当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。当事業所は身体拘束等の適正化のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由等必要な事項を記録します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (4) 従業員に対して、身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

## 19. ハラスメントの防止

当事業所は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、ハラスメント防止対策に関する基本的な指針を整備し、職場や支援の現場におけるハラスメント対策の推進を行います。

## 20. 契約の終了について

### (1) 契約の終了

保護者は、30日以上の予告期間をおいて通知することにより、契約を解除することが出来ます。ただし、次の事由に該当する場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- ② 事業者が守秘義務に違反したとき。
- ③ 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

### (2) 事業者からの契約解除

事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し30日間の予告期間をおいて理由を示した文章で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。

(ア)利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間内に退院出来る見込みがない場合。

(イ)天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合。

事業者は、保護者又はその家族が以下の事項に該当する行為を行った場合には、理由を示した文書で通知することにより直ちに本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- ② 保護者又はその家族からの、社会通念上許容される限度を超えるハラスメント等の行為によって相互の信頼関係が損壊し、改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能と認められる場合。

## 21. その他

都合によりサービス利用の変更や追加を希望される場合は、必ずしも希望の日時にサービスの提供ができるとは限りません。その場合は、他の利用可能な日時を保護者に提示するなど必要な調整をします。

令和 年 月 日

指定児童発達支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

恵那市こども発達センター・おひさま 説明者氏名 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から指定児童発達支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者 住 所 :  
氏 名 : ㊞  
児童名 :

2024.6 作成